

<目 次>

【計 画 編】

第1章 蒲都市地域公共交通計画の策定の趣旨及び位置づけ	2
1. 蒲郡市の概況	2
2. 公共交通に係る計画の策定経緯	2
3. 新しい計画の策定（法的位置づけ）	2
4. SDGs の推進	3
第2章 旧網計画の検証及び課題確認	4
1. 事業の実施状況の確認	4
2. 設定した指標による評価	6
3. 現状の公共交通のネットワーク状況とカバー状況	8
4. 公共交通を支える組織団体とその活動状況	11
5. 公共交通に対する住民ニーズ	13
6. 蒲郡市の公共交通の課題認識と対応方針	15
第3章 地域公共交通計画の内容	17
1. 地域公共交通計画の基本的な方針	17
2. 計画で位置づける対象路線・区域	21
3. 計画期間	23
4. 計画の目標	24
5. 計画を達成するために行う事業及びその実施主体	31

【資 料 編】

第4章 蒲都市の地域分析	40
1. 蒲郡市の人口構造	40
2. 人口分布	41
3. 人口流動	42
第5章 上位関連計画	44
1. 第五次総合計画	44
2. 都市計画マスタープラン	46
3. 立地適正化計画	48
4. 蒲郡市観光ビジョン	49

第6章 蒲郡市の交通インフラ状況	50
1. 鉄道の利用状況	50
2. 民間路線バスの利用状況	53
3. 支線バスの利用状況	54
4. 財政投入状況（周辺市町との比較）	55
5. 高齢者タクシー運賃助成事業の状況	56
6. 免許自主返納状況	57
第7章 住民向けアンケート調査	58
第8章 協議体制と協議経過	60
1. 蒲郡市地域公共交通会議	60
2. 会議開催経過	64
3. パブリックコメント	65

2. 計画で位置づける対象路線・区域

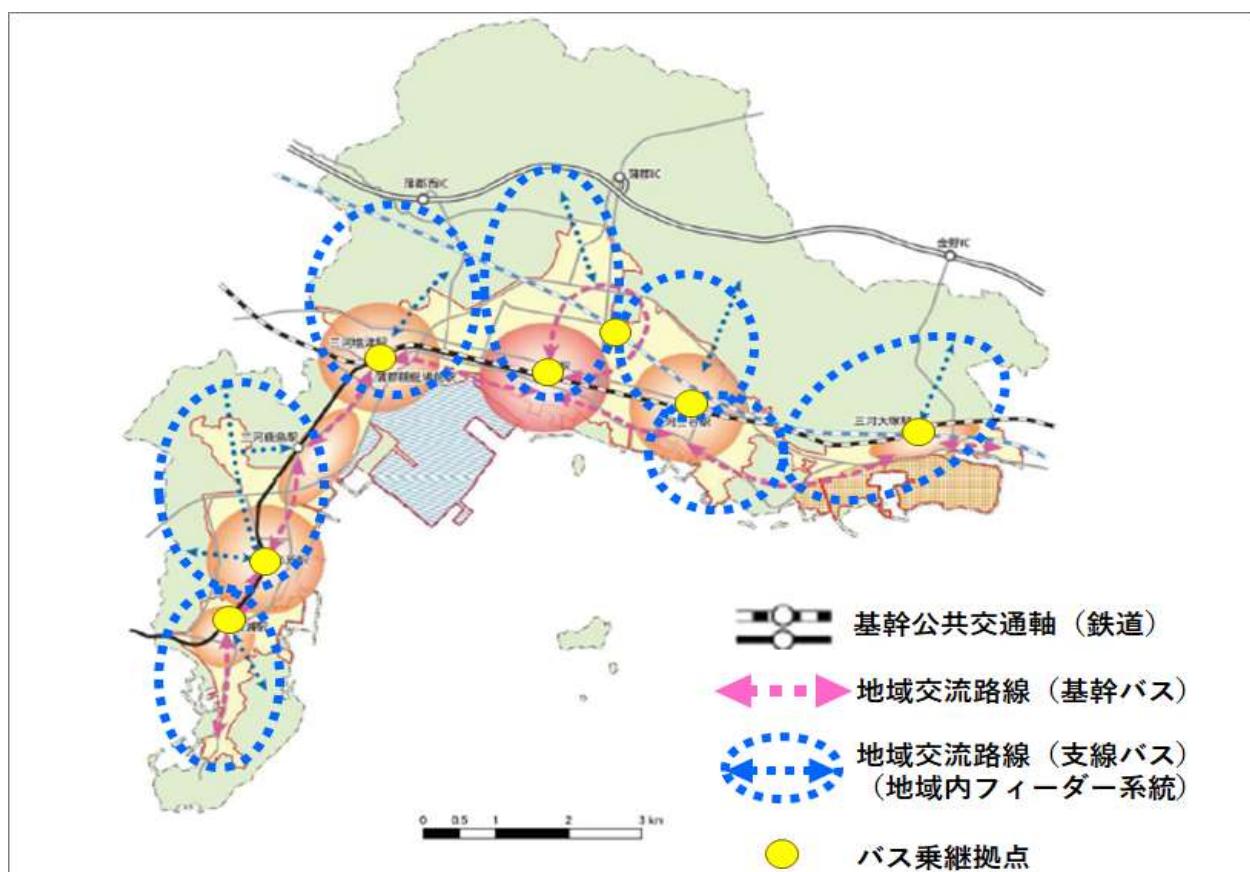
計画の対象区域は、蒲郡市全域とする。

なお、JR東海道本線や名鉄西尾・蒲郡線は、尾張地域や三河地域、隣接する周辺市町との移動を行う広域的な公共交通ネットワークであり、こうした広域交通の確保・維持等について、隣接する市町等と連携をとりながら、計画・事業を推進する。

図表 3-2 対象路線・区域

対象路線名		対象区域
基幹 公共交通軸 (鉄道)	JR 東海道本線	三河塩津駅～三河大塚駅
	名鉄西尾・蒲郡線	西浦駅～蒲郡駅
地域交流路線 幹線バス (民間路線バス)	西浦・市民病院線	西浦温泉前～蒲郡駅前～蒲郡市民病院前
	丸山・市民病院線	蒲郡市民病院前～蒲郡駅前～丸山住宅
地域交流路線 支線バス (コミュニティバス)	形原地区支線バス	形原駅～形原公民館～三河鹿島駅他
	東部地区支線バス	三河三谷駅～東部公民館～市民病院他
	西部地区支線バス	蒲郡駅～西部公民館～図書館他
	三谷地区支線バス	三河三谷駅～三谷公民館～三谷温泉他
	大塚地区支線バス	三河大塚駅～蒲郡東部病院～丸山住宅他
	西浦地区支線バス	西浦駅～西浦公民館～龍田会館他
	塩津地区支線バス	三河塩津駅～柏原公民館～三河鹿島駅他

図表 3-3 蒲郡市における地域公共交通ネットワークのイメージ



図表 3-4 地域公共交通の機能・役割

機能分類	路線の機能・役割とサービス水準	運行主体	該当する現行路線
基幹 公共交通軸 (鉄道)	○鉄道 ・通勤や通学を主として買い物や通院など様々な目的に対応 ・本市と周辺市町を連絡する路線 ・広域的な移動需要に対応した高いサービス水準で運行	・交通事業者	・JR 東海道本線 ・名古屋鉄道西尾・蒲郡線
地域交流路線 幹線バス	○民間路線バス ・鉄道や大型商業施設、総合病院等医療機関の利用を想定し、地域内の主要施設をつなぐ移動サービスをバスにて提供する路線	・交通事業者	・名鉄バス(西浦・市民病院線、丸山・市民病院線)
地域交流路線 支線バス	○地区支線バス(コミュニティバス) ・鉄道や医療施設、買い物の施設など、民間路線バスでカバーできない、特定地域内の施設と集落をつなぐ移動サービスをバスにて提供する路線 ・地区支線バスを補完する、事前予約制のタクシーによる移動サービス等	・蒲郡市 ・地域協議会(運行は交通事業者へ委託)	・地区支線バス(形原、東部、西部、三谷、大塚、西浦、 塩津)
個別輸送	・上記の地域公共交通とは補完関係を構築 ・個々の移動需要に応じたサービスを提供	・交通事業者 ・蒲郡市	・一般タクシー ・福祉サービス

- | |
|--|
| ○地域交流路線支線バスのうち、形原、東部、西部、三谷、大塚、 塩津 については自治体の運営努力では維持・確保が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金)により運行を確保・維持する必要がある。 |
| ○上記の移動手段を利用できない移動困難者については、日常生活及び社会生活を営む上で、安全・円滑・快適に移動することができるよう他の個別計画と連動し、合理的配慮に基づいた運用や交通施設の整備及びその他必要な措置を講ずるものとします。 |

図表 3-5 地区支線バス（コミュニティバス）の事業及び実施主体の概要について

ルート 名称等	系統名	事業許可 区分	実施主体	補助事業の 活用
形原地区 支線バス	左回りルート A 左回りルート B 右回りルート A	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	地域内フィー ダ一系統補助
東部地区 支線バス	駅・病院先発ルート 左回りルート 右回りルート	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	地域内フィー ダ一系統補助
西部地区 支線バス	左回りルート 右回りルート	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	地域内フィー ダ一系統補助
三谷地区 支線バス	公民館・三谷駅北口 始発ルート 西回りルート 東回りルート	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	地域内フィー ダ一系統補助
大塚地区 支線バス	左回りルート 右回りルート	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	地域内フィー ダ一系統補助
西浦地区 支線バス	左回りルート A 右回りルート A 右回りルート B 左回りルート B	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	活用なし
塩津地区 支線バス	右回りルート 左回りルート	一般乗合旅客自 動車運送事業 (路線定期)	蒲郡市 地域協議会（運行は 交通事業者へ委託）	地域内フィー ダ一系統補助

3. 計画期間

計画期間は、「2021（R3）年度～2025（R7）年度の5年間」とする。

「計画期間」は、市の最上位計画「第五次蒲郡市総合計画」の計画期間と整合性を図り設定している。

地域公共交通計画の中間評価は、2023（R5）年度で行うこととする。